

行政書士AGS総合事務所

帰化許可申請料金表

料金詳細

料金	12万円+消費税
成功報酬制	ご依頼になるとき報酬額の50%を着手金として頂き、最終的に在留資格を取得しないと残金を請求いたしません。ただし、申請の結果を問わず、着手金を一切返金いたしません。
サービス内容	帰化許可申請に係る全ての相談
	申請人の状況のより申請計画の策定
	申請書類リストの作成、申請書類の収集および作成の指導
	帰化許可申請書、動機書その他の申請書類の作成
	帰化申請後の面接、現地調査の支援
	追加書類の収集、制作および提出
	外国語文書（英語、中国語）の日本語翻訳の作成

サービスのご説明

- 当事務所は依頼者から実費を請求する場合があります。実費とは貼用印紙・証紙代、保証供託金、旅費、宿泊費、日当・交通費など業務執行のためにお支払った実際の経費です。ただし、当事務所を依頼した場合、印紙代等の立替金を除き**2万円以下**の実費は依頼者に請求いたしません。
- 日当とは、業務を執行するため外出する場合に請求する費用です。当事務所は4時間につき5000円を請求いたします。4時間未満の場合には4時間とみなされます。
- 実費は原則として最終の精算日に領収書などの証明書類をもってご請求いたします。

難易度加算

項目	加算料金
会社役員・個人事業主	1万円
複数の法人を経営している場合（2社目から1社につき）	1万円
同居家族（1人につき）	2万円
過去3年以内に年収300万円未満の年度がある場合	1万円
犯罪歴があった、社会義務を履行しない、在留履歴不良の場合✕	5万日元
その他の申請の難易度を著しく影響する状況	お見積り